

## 粒子状物質低減装置性能評価実施要領(概要)

### 1 評価の対象とする粒子状物質低減装置

本実施要領で評価の対象とする低減装置は、使用過程にある車両総重量3.5t超のディーゼル自動車(短期規制以前のものに限る。)に装着するものであって以下に示すものとする。

#### (1) ディーゼル微粒子捕集フィルター(DPF)

強制再生式DPF

連続再生式DPF

#### (2) その他の粒子状物質低減装置

酸化触媒方式による低減装置

(1)及び(2)以外の低減装置

### 2 試験方法

以下の試験について、低減装置と自動車又は原動機との組合せ毎に行う。ただし、酸化触媒方式による低減装置にあつては(2)の試験を除く。

#### (1) 排出ガス性能試験

ディーゼル13モード試験又はDPF評価用過渡走行モードにより低減装置の非装着状態及び装着状態で測定

#### (2) 黒煙試験

無負荷急加速試験

#### (3) 再生性能試験(連続再生式DPFに限る。)

連続再生式DPF再生性能評価に係る運転モード試験

#### (4) 耐久性能試験

3万km以上の実走行又はダイナモメータ上での走行

### 3 低減装置の排出ガス低減性能等に係る基準

低減装置と自動車又は原動機との組合せ毎に行つた試験結果が以下の基準に適合していること。ただし、酸化触媒方式による低減装置にあつては(2)の基準を除く。

#### (1) 排出ガス性能試験の基準

粒子状物質(PM)

次式(ア)により算出される低減装置装着によるPM低減率が30%以上であり、かつ、次式(イ)を満足すること。

$$(ア) \text{低減装置装着によるPM低減率}(\%) = \frac{\text{低減装置非装着状態のPM排出量} - \text{低減装置装着状態のPM排出量}}{\text{低減装置非装着状態のPM排出量}} \times 100$$

$$(イ) \text{長期規制値}(0.25\text{g/kWh}) \text{ 低減装置装着対象自動車のPM諸元値} \times \left( 1 - \frac{\text{低減装置装着によるPM低減率}(\%)}{100} \right)$$

窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )、一酸化炭素( $\text{CO}$ )及び炭化水素( $\text{HC}$ )

当該低減装置を装着した場合において、装着前の排出量より悪化しないこと。

ただし、測定誤差は10%とする。

(2) 黒煙試験の基準

黒煙濃度が25%以下であること。

(3) 再生性能試験の基準(連続再生式DPFに限る。)

背圧変化率が-0.01kPa/km以下であること。

(4) 耐久性能試験の基準

耐久性能試験終了後において、(1)及び(2)の基準に適合していること。

耐久性能試験により当該低減装置に溶損、破損等が生じないこと。

(5) 安全性能等の要件

低減装置の装着が車両及び他の装置の安全性を損なわないこと。

(1)～(4)に規定する試験の結果については、公的な試験機関が測定したものに限る。

#### 4 評価方法

国土交通大臣は、低減装置の排出ガス低減性能等に係る基準への適合性、品質管理の実施要領の妥当性、装置の点検・整備要領の妥当性及び不具合発生時の対応の妥当性等について評価を行う。

#### 5 評価の公表

(1) 国土交通大臣は、低減装置について4の評価を行った結果、適当であると認められた低減装置(以下「優良低減装置」という。)について、次に掲げる項目を公表する。

低減装置の名称及び型式

低減装置を取り付けることができる自動車の範囲

低減装置の製作者等の名称

低減装置の使用条件

(2) (1)の公表は、冊子、インターネット等により行う。